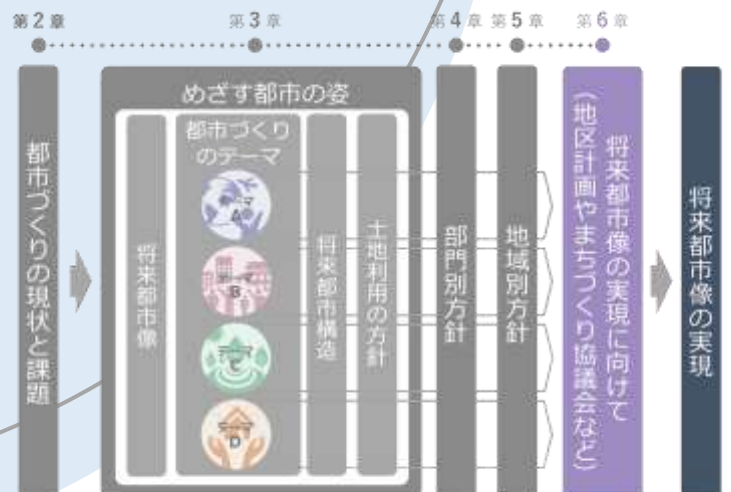


# 6

## 将来都市像の実現に向けて

- 01. 都市づくりの推進に向けた取組み
- 02. 協働の都市づくりに向けて
- 03. 都市計画マスタープランの進行管理



## 第6章 将来都市像の実現に向けて

本章では、部門別方針や地域別方針を踏まえ、将来都市像や都市づくりのテーマの実現に向けた方策を示します。

### 01 都市づくりの推進に向けた取組み

#### (1) 関連計画との連携

大田区では、「大田区基本構想」の実現に向けそれぞれの分野に特化した方針や計画の下、様々な施策を展開しています。都市づくりにおける効果的・効率的な施策の執行による財源の有効活用と共に、国・東京都の事業制度や補助金の更なる活用を図るため、他の関連計画との連携の強化を図ります。

部門別方針	主な区の関連計画等
全体方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新おおた重点プログラム（令和3年3月策定）</li> <li>・大田区国土強靱化地域計画（令和3年3月策定）</li> </ul>
部門別方針	拠点整備部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・蒲田駅周辺地区グランドデザイン（平成22年3月策定）</li> <li>・大森駅周辺地区グランドデザイン（平成23年3月策定）</li> <li>・池上地区まちづくりグランドデザイン（平成31年3月策定）</li> <li>・空港臨海部グランドビジョン2030（平成22年3月策定）</li> <li>・羽田空港跡地まちづくり推進計画（平成22年10月策定）</li> </ul>
	交通部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区交通政策基本計画（平成30年3月策定）</li> <li>・大田区橋梁長寿命化修繕計画（令和2年3月改定）</li> <li>・大田区自転車等総合計画（令和4年3月策定）</li> <li>・大田区無電柱化推進計画（令和3年3月策定）</li> <li>・大田区橋梁耐震整備計画（令和2年3月改定）</li> <li>・第10次大田区交通安全計画（平成28年3月改定）</li> </ul>
	水と緑部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区環境基本計画(後期)（平成29年3月改定）</li> <li>・大田区緑の基本計画 グリーンプランおおた(平成23年3月改定)</li> </ul>
	防災・復興部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区地域防災計画（令和3年修正）</li> <li>・大田区耐震改修促進計画（平成28年3月改定）</li> </ul>
	住環境部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区公共施設等総合管理計画</li> <li>・大田区住宅マスタープラン（平成23年3月改定）</li> <li>・大田区空家等対策計画（令和3年7月改定）</li> <li>・大田区景観計画（平成25年10月策定）</li> <li>・おおた健康プラン(平成31年3月改定)</li> <li>・大田区地域福祉計画(平成31年3月改定)</li> <li>・大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針（平成23年策定）</li> <li>・おおた高齢者施策推進プラン（令和3年3月改定）</li> <li>・おおた障がい施策推進プラン（令和3年3月改定）</li> <li>・大田区移動等円滑化促進方針（令和2年3月策定）</li> </ul>
	産業部門 <ul style="list-style-type: none"> <li>・大田区観光振興プラン（平成31年3月改定）</li> <li>・大田区文化振興プラン（平成31年3月策定）</li> <li>・大田区スポーツ推進計画（平成30年3月改定）</li> </ul>

「都市づくりのテーマ」を踏まえた横断的な連携

## (2) 様々な主体が活躍する都市づくりの推進

### ①地域力を生かした都市づくり

- ・これからの都市には、多様なライフスタイルに応じ、快適で持続可能な都市づくりを推進することが重要です。そのためには、地域住民をはじめとする、地域に関わる様々な主体による、世代を超えた共助による地域づくりが必要です。将来都市像の実現に向け、区を含めたそれぞれの役割や責任を明確にしながらかつ暮らしやすさの向上や地域の課題解決を図り、都市計画マスタープランに基づく総合的かつ柔軟な対応が可能となる都市づくりをめざします。
- ・地域力との連携による、区内 18 カ所ある特別出張所ごとの特色ある都市づくりに向けた体制を構築し、区民や事業者などと区が都市づくりの担い手として、それぞれの役割と責任を果たすとともに協働の精神に基づき行動し、様々な主体が活躍する都市づくりをめざします。

### ②事業者や関係機関との連携

- ・大田区公民連携基本指針を踏まえ、都市づくりに関わる区民や事業者など多様な主体の参画機会の充実を図るとともに、エリアマネジメントなど都市づくりへの参画を促進する仕組みを積極的に展開します。
- ・事業者等と連携して、都市づくりの担い手となる人材を支援・育成する取組を検討します。
- ・広域でみた将来都市構造を視野に入れ、隣接区市や東京都との連携など、東京圏全体を俯瞰した戦略的な都市づくりを推進します。

### 【共助による地域づくりを支える担い手に期待される役割】

共助による地域づくりは、区のほか、地域住民、地縁組織、まちづくり協議会等の活動団体、事業者、大学等の教育機関など多様な主体が、それぞれの役割を担いながら協働することによって実現されます。地域課題は多様化・複雑化しており、区だけで対応していくには限界があります。そのため、都市づくりの将来都市像を共有し、地域住民をはじめとする多様な主体と連携しながら、活動団体への助成や社会的信用の付与等による、地域の都市づくり活動の支援を検討していきます。

<連携のイメージ>



各主体の期待される役割は、以下のとおりです。

#### ①地域住民

地域住民は、子どもから高齢者まで一人ひとりが地域社会の当事者としての自覚をもって、地域づくり活動に主体的に参加することが期待されています。

#### ②地縁組織

自治会・町会等の地縁組織は、区やまちづくり協議会、商工会等の地域団体、NPO等の活動団体と連携しながら、地域住民への情報発信や地域の行事活動を通じて、引き続き、地域におけるコミュニティの醸成に取り組むことが期待されています。

#### ③まちづくり協議会等の団体

まちづくり協議会、商工会等の地域団体、NPO等の活動団体は、コミュニティの形成、地域課題の把握、地域資源の発掘等に取り組み、地域課題の解決に向けた具体的な活動を実践し、地域住民との関わりを深めながら、地域に貢献することが期待されています。

#### ④事業者

事業者は、生産活動、サービスや商品の提供、雇用の創出等を通じて、地域社会と密接に結びついた存在であり、その本拠地が地域内にあるか否かにかかわらず、高度な知見やノウハウを持つ人材の供給、社会貢献活動、地域課題を解決しながら競争力も高めていく取組等の幅広い取組が期待されています。

#### ⑤大学等の教育機関

大学等の教育機関は、行政、まちづくり協議会等の団体、事業者等と連携しながら、地域課題の把握、地域資源の発掘等に取り組み、地域の課題解決を支援するとともに、地域づくりの担い手となる人材を育成していくことが期待されています。

### (3) 地域の事前復興活動の推進

- ・ 平時から災害を想定し、復興に向けた取組みを事前準備するための組織づくりに向け、地域活動を主体的に行っている団体への働きかけなどの検討を進めます。
- ・ 復興事前準備の活動を通して、防災・減災をはじめ、地域で協働して平時の様々な課題解決への波及をめざします。

## 02 協働の都市づくりに向けて

### (1) 将来都市像の実現に向けた手法

#### 1) 都市計画制度等の活用

- ・ 区ではこれまで、様々な都市計画を実行し、市街地の改善や暮らしやすさの向上を図ってきました。都市計画道路や都市計画公園、都市高速鉄道（連続立体事業）などにより、都市のインフラが徐々に成熟していく中で、多様化・複雑化する地域課題等の解決に向け、都市計画決定しているものの事業化に至っていない、道路や公園などの都市施設の事業実施に向けた取組みを地域と協働して進めます。また、地域の将来像や都市づくりの方針を地域と共有・深度化し、地区計画や市街地再開発事業など様々な都市計画制度の活用についても検討を進めます。

## 2) 地域力を生かした大田区まちづくり条例の積極的な活用

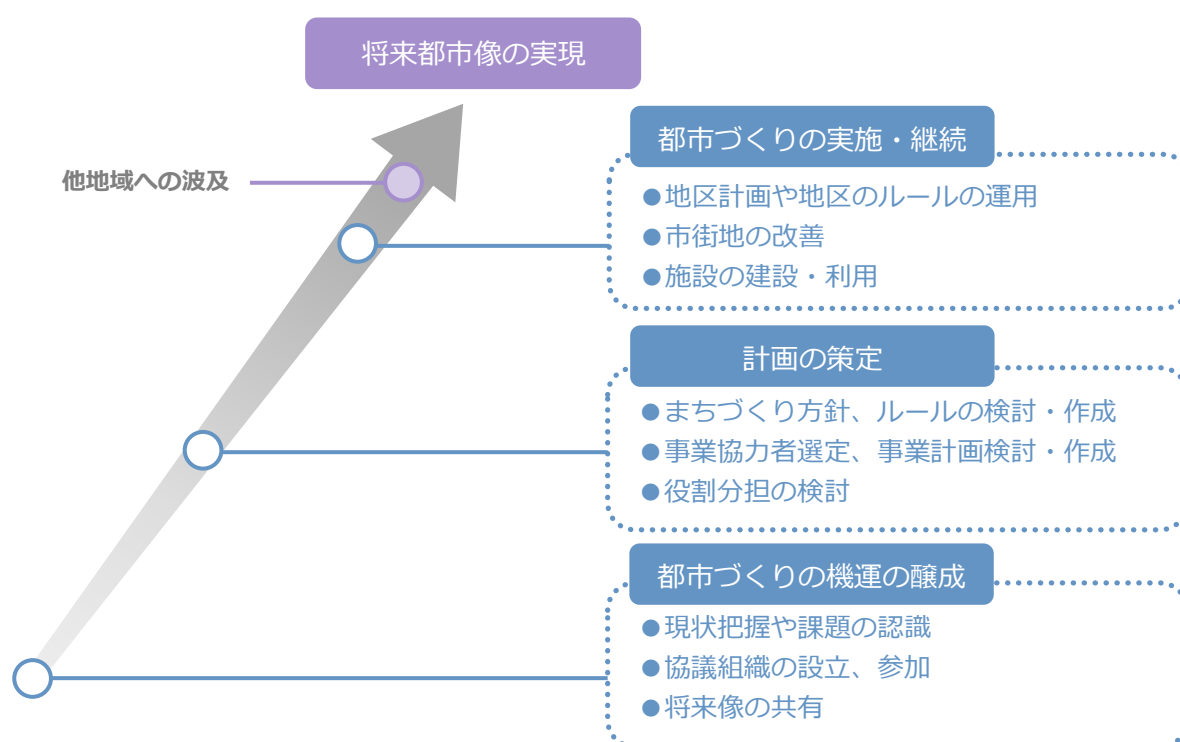
### ①都市づくりにつながる「地区まちづくり支援事業」の推進

- ・地域力による課題の解決に向けて、地域における自主的なまちづくり活動を推進するため、地区まちづくり協議会設立のための専門家の派遣や区に認定された協議会の活動経費の助成を行い、自立した活動の継続を促します。また、地区計画を検討する団体の支援を行い、地区計画などによる地域の特徴を活かした良好なまちなみの形成をめざします。

### ②都市づくり方針の実現に向けた見直しの検討

- ・都市計画マスタープランで掲げる都市づくり方針の実現や地域の課題解決に向け、様々な主体の役割を整理・検討するとともに、開発事業を行う場合に必要手続きや基準の見直しについて検討を進めます。また、区民参画機会の創出、地域のルールづくりや地域の様々な主体の協働に向けた支援など、都市づくりの機運を醸成する仕組みについて検討を進めます。

<都市づくりのステップイメージ>



### 3) 都市づくりに関する計画の策定と普及

- ・地区の将来像や目標を共有するため、地域の区民等と連携し、地区の個別の都市づくり計画を策定するとともに、取り巻く状況の変化を踏まえ見直しを行います。また、都市づくり計画を効果的に活用することにより総合的・長期的な都市づくりを進めます。
- ・都市計画マスタープランをはじめとする区の都市づくりに関する考えの普及に努めます。

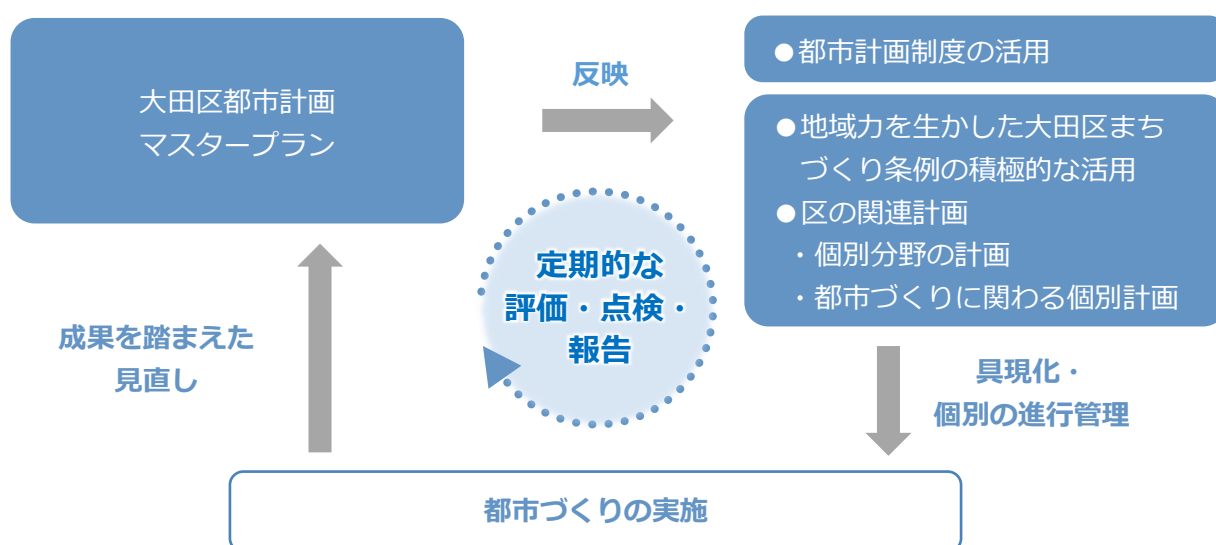
### 4) データ・新技術等を活用した都市づくり

- ・区全体がスマート化し、区民が快適に暮らし働くことができるよう、都市づくりに当たっては、AIやIoT、その基盤となる5Gネットワークといった先端技術を活用することを検討します。
- ・都市計画基礎調査をはじめ、3D都市モデルやビッグデータなど都市に関わるデータを分野横断的に統合・可視化するなど、都市づくりのデジタルトランスフォーメーションを進め、持続可能な都市開発、災害対策、パンデミック対策などに資する環境整備を検討します。

- ・区民等自らが発案をするというボトムアップ型の都市づくりを支援するため、区民等が情報やデータを収集し、これに基づいて地域の問題解決策を自ら考えることのできる環境整備を検討します。
- ・市内各課で個別に管理されていた都市づくり等に関わる基礎データについて、GIS（地理情報システム）等の活用により市内業務の効率化を図るとともに、「まちマップおおた」の充実など、都市づくり情報の「見える化」を推進します。

### 03 都市計画マスタープランの進行管理

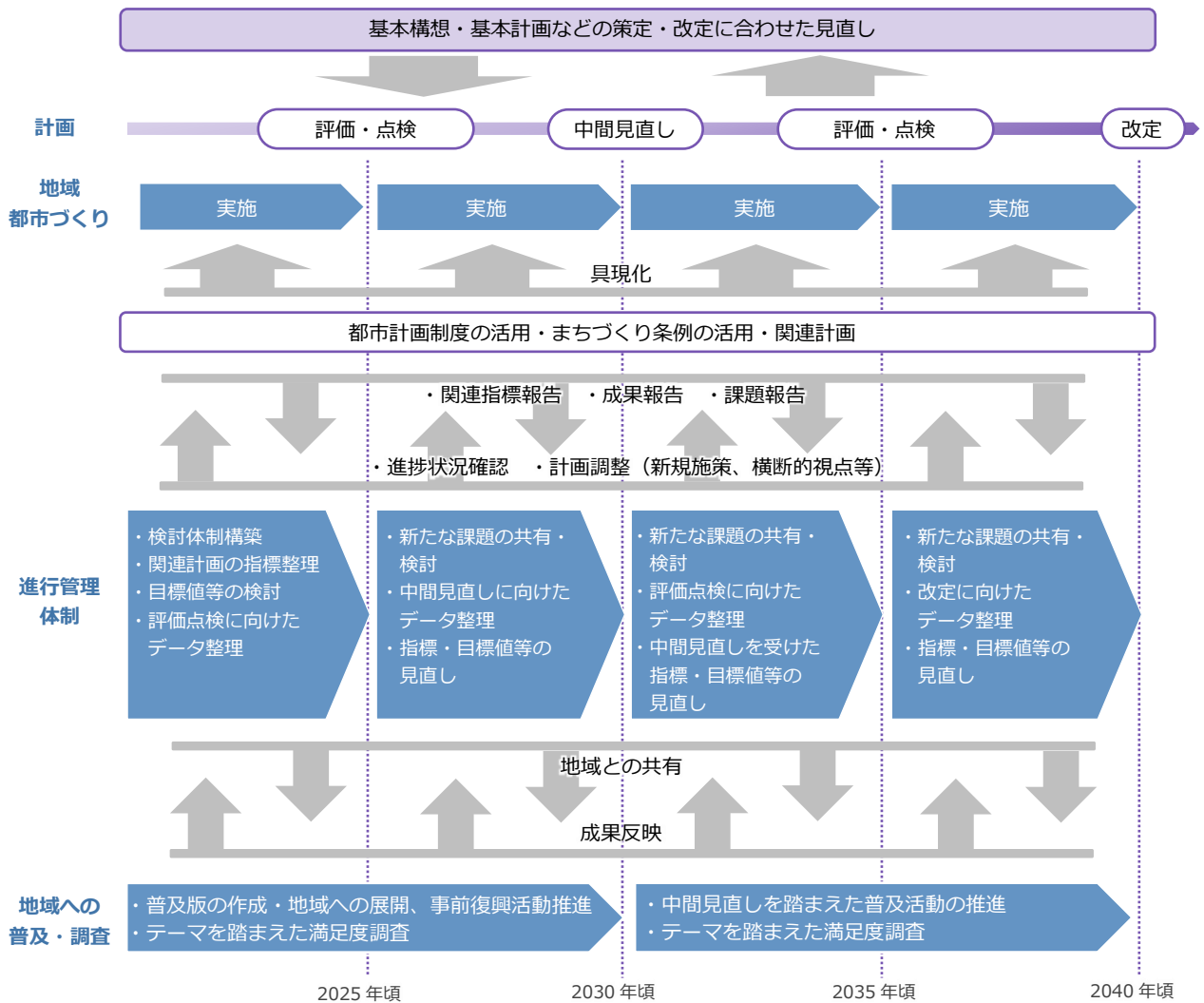
都市計画マスタープランの進行管理においては、様々な制度の確実な実施や都市づくりに関連する区の計画との連携が必要です。都市計画マスタープランで掲げる将来都市像の実現に向け、都市づくりの方針を地域のまちづくりの個別計画をはじめとする様々な関連計画へ反映していくとともに、関連計画による進行管理が重要です。



#### (1) 計画の進行管理・見直し

- ・都市計画マスタープランの目標年次は概ね 20 年後と長期に渡ることから、将来都市像の実現に向け適切な進行管理を行うとともに、基本計画などの策定・改定の機会や進行管理と連動し、必要に応じて柔軟に見直しを行います。
- ・第3章の都市づくりのテーマで示すめざす姿の実現に向けた進行管理として、統計データや区民アンケート、関連計画の指標などを活用し、大田区都市計画審議会への定期的な報告や地域との共有など、都市づくりの進捗状況の見える化について取り組んでいきます。また、報告内容の分析を行うとともに、新たな課題や改善に向けた論点を整理し、都市づくりの評価・点検を実施します。
- ・指標などの設定については、第4章部門別方針の関連表（P.102）におけるテーマの実現に主に関わる方針などから整理を検討するとともに、SDGs との連携についても研究していきます。
- ・計画の見直しにおいては、地域の都市づくり活動による成果を地域別方針へフィードバックするなど、都市づくりの展開に応じた対応を検討していきます。

<進行管理ロードマップ>







## 資料編

**01.** 大田区都市計画マスタープラン改定の経過

**02.** 用語集

## 01 大田区都市計画マスタープラン改定の経過

### (1) 大田区都市計画マスタープラン改定の経過

- 令和元年 6月28日 第1回庁内検討委員会
- 7月8日 第1回都市計画に関する基本的な方針等改定推進委員会
- 10月17日 第2回庁内検討委員会
- 11月5日 第2回都市計画に関する基本的な方針等改定推進委員会
- 12月25日 第3回庁内検討委員会
- 令和2年 1月27日 第3回都市計画に関する基本的な方針等改定推進委員会
- 3月3日 第4回庁内検討委員会
- 3月26日 第4回都市計画に関する基本的な方針等改定推進委員会
- 9月3日 改定推進委員会委員により構成する勉強会
- 11月13日 第5回庁内検討委員会
- 12月8日 第5回都市計画に関する基本的な方針等改定推進委員会
- 令和3年 2月15日 第6回庁内検討委員会
- 3月2日 第6回都市計画に関する基本的な方針等改定推進委員会
- 5月20日 第7回庁内検討委員会
- 6月25日 第7回都市計画に関する基本的な方針等改定推進委員会
- 9月2日 第8回都市計画に関する基本的な方針等改定推進委員会
- 11月17日 改定大田区都市計画マスタープラン素案公表  
パブリックコメント実施
- 令和4年 1月7日 第8回庁内検討委員会

## (2) 都市計画に関する基本的な方針等改定推進委員会名簿

役職	選出区分	氏名	
委員長	学識経験者	岸井 隆幸	日本大学特任教授
委員	学識経験者	村木 美貴	千葉大学大学院教授
委員	学識経験者	野原 卓	横浜国立大学大学院准教授
委員	学識経験者	中西 正彦	横浜市立大学大学院教授
委員	学識経験者	福田 大輔	東京大学大学院教授
委員	学識経験者	市古 太郎	東京都立大学教授
顧問	学識経験者	屋井 鉄雄	東京工業大学教授

### (3) 区民参画の実施概要

#### 1) 令和元年度の取組

##### ① アンケート

現行都市計画マスタープランの振り返りや今後のまちづくりの方向性の検討等のご意見を、主に区民の皆様を対象にしたアンケートにより収集しました。

		概要	実施期間	実施・募集方法 /場所	参加者・ 回答数
アンケート	無作為抽出	区内在住者(18歳以上)からの無作為抽出とWEB公募により、現行計画の認知度やテーマごとのまちづくりの満足度等についてアンケートを実施	令和元年9月11日 ～9月25日	郵送配布	765件 (2,000名 対象)
	WEB		令和元年9月11日 ～10月11日	大田区HPにて 掲載	21件

##### ② まちづくり座談会

区民の皆様が日頃感じている区への想いや可能性について、世代毎に集まり議論することにより、区民視点の課題や機会のキーワードを集めました。まちづくりに関する6つのテーマから関心のあるテーマを選んでいただき、様々な質問をしながら参加者のご意見を伺いました。

【まちづくりに関する6つのテーマ】

国際化・観光/産業/住環境/安全・安心/交通/環境・みどり(水辺)

		概要	実施期間	実施・募集方法 /場所	参加者・ 回答数
まちづくり 座談会		区民が日頃感じている区への想いや可能性について、世代毎に集まりテーマごとに議論	令和元年11月20日 ～12月19日	本庁舎 他	10団体 延べ64名

#### <実施結果>

No.	開催日時	対象者	参加人数
1.	2019/11/20(水) 18:00～	区内在勤者	5
2.	/11/21(木) 13:30～	大学生	14
3.	/11/25(月) 10:00～	大学生	5
4.	/12/03(火) 10:00～	シニア(大田区シニアクラブ連合会)	6
5.	/12/12(木) 10:00～	障がい者	4
6.	/12/13(金) 19:00～	子育て世代	4
7.	/12/14(土) 10:30～	外国人(国際都市おおた大使)	5
8.	/12/14(土) 13:30～	高校生	4
9.	/12/18(水) 13:30～	大学生	7
10.	/12/19(木) 11:00～	大学生	10

## ③ 意見募集箱

まちづくり座談会で収集しきれなかったより多くの区民目線の長所や課題を集めました。

		概要	実施期間	実施・募集方法 ／場所	参加者・ 回答数
意見募集箱 ※	紙面	都市づくりに関連するテーマを選択し、「好きなところ」「未来にも残しておきたいところ」と「変えていきたいところ」「実現したいと思うこと」について意見を募集	令和元年 11 月 2 日 ～12 月 26 日	全 30 箇所設置 (出張所、 図書館 他)	71 件
	WEB		令和元年 11 月 1 日 ～12 月 25 日	大田区 HP にて 掲載	14 件

※別途、令和元年度 第 2 回生徒代表者意見交流会で区内中学校 28 校から意見募集を実施。

## ④ ワークショップ

将来に対して想いのある区民に集ってもらい、互いの自由な発想を重ね合わせることにより、20 年後の大田区に向けたアイデアやみらいのまちのコンセプトをまとめました。

		概要	実施期間	実施・募集方法 ／場所	参加者・ 回答数
ワーク ショップ		他の区民参画の成果を使いながら、参加者がグループごとに意見交換し、みらいのまちのコンセプトをまとめる	令和 2 年 1 月 22 日、25 日、 26 日	大田区消費者 生活センター 他	3 回 延べ 34 名

## &lt;実施結果&gt;

No.	開催日時	参加人数	場所	テーマ
1.	2020/01/22(水) 18:30～20:30	12	消費者生活センター	・産業 ・交通 ・住環境
2.	2020/01/25(土) 10:00～11:45	15	消費者生活センター	・住環境 ・国際化・観光 ・安全・安心
3.	2020/01/26(日) 14:00～15:45	7	Luz 大森	・環境・みどり(水辺) ・交通

## ⑤ ポスター展示

様々な区民参画を通して浮かび上がった未来のまちのアイデアをもとに、ワークショップを開催し、「区民の考える大田区の未来像」としてまとめました。イラストを交えてポスターとしてとりまとめ、区民参画の成果として展示しました。

	概要	実施期間	実施・募集方法 ／場所	参加者・ 回答数
ポスター 展示	区民参画を通じて得られた区民の意見や想いを、「区民の考える大田区の未来像」としてまとめ、その内容と取組みを周知	令和2年 3月16日～19日	本庁舎1階 展示スペース	—

## 2) 令和3年度の取組

### ① アンケート

大田区全体のまちづくりに対する満足度やお住まいの地域のまちづくりの方向性についての重要度に関するご意見を、主に区民の皆様を対象にしたアンケートにより地域別に収集しました。

	概要	実施期間	実施・募集方法 ／場所	参加者・ 回答数
アンケート	区内在住者(18歳以上)からの無作為抽出と協力団体、WEB公募(区内在住でなくても回答可能)により、まちづくりに対する満足度やお住まいの地域のまちづくりの方向性についての重要度等についてアンケートを実施	令和3年4月2日～ 4月19日	郵送配布	612件 (2,000名 対象)
		令和3年4月2日～ 4月26日	郵送・Web・ 直接配布	205件
		令和3年4月2日～ 4月26日	大田区HPにて 掲載	550件

※協力団体は「自治会・町会、障がい者団体、まちづくり協議会、商店街連合、工業連合、青年会議所」にアンケートを実施

## 02 用語集

用語	解説文
<b>あ行</b>	
<b>雨水貯留施設や浸透施設</b>	雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制するもの。雨水貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがあり、貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水等の雑用水として利用出来る。雨水浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチ、透水性の舗装などの種類があり、水害を防止すると共に地下水の涵養にも効果がある。
<b>新たな防火規制</b>	東京都建築安全条例第7条の3の規定に基づく防火規制のこと。建築物の不燃化を促進し木造住宅密集地域の再生産を防止するために災害時の危険性の高い地域等について指定し、建築物の耐火性能を強化する規制のこと。原則として、指定された地域の全ての建築物は準耐火建築物等又は耐火建築物等とし、延べ面積が 500 m <sup>2</sup> を超えるものは耐火建築物等としなければならない。
<b>池上地区まちづくりグランドデザイン</b>	池上駅及び駅周辺において、魅力的で、より良いまちの形成に向けた指針として大田区が平成 31 年 3 月に策定したもの。
<b>一般延焼遮断帯</b>	骨格防災軸・主要延焼遮断帯（後述）以外で、防災生活圏を構成する延焼遮断帯（後述）のこと。
<b>ウォーカーブル</b>	居心地が良く歩きたくなること。まちなかにおける交流・滞在空間の創出に向けた官民の取組が進んでいる。
<b>エイトライナー構想</b>	赤羽～田園調布～羽田空港間を結ぶ環状方向の路線。運輸政策審議会答申第 18 号（平成 12 年 1 月）においては、葛西臨海公園～赤羽を結ぶ路線と合わせて「区部周辺部環状公共交通（仮称）」として、今後整備について検討すべき路線と位置付けられている。
<b>エコロジカル・ネットワーク</b>	野生生物が生息・生育する様々な空間（森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海、湿地・湿原・干潟・藻場・サンゴ礁など）がつながる生態系のネットワークのこと。
<b>エネルギーの面的利用</b>	系統電力及び都市ガスだけに頼らず、自立分散型エネルギーシステムやヒートポンプ・蓄熱システムなどの技術を用いて、地区内や複数の街区でエネルギー供給施設を共有し、効率的に電気や熱を融通し合うことで、エネルギー利用の効率化と防災性に優れた安定的なエネルギー供給をめざすこと。
<b>エリアマネジメント</b>	住民・事業主・地権者などが連携し、まちにおける文化活動、広報活動、交流活動などのソフト面の活動を自立的・継続的・面的に実施することにより、まちの活性化や都市の持続的発展を推進する活動のこと。

<b>延焼遮断帯</b>	地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間のこと。震災時の避難経路、救援活動時の輸送ネットワークなどの機能も担う。
<b>大田区空家等対策計画</b>	適正に管理が行われていない空家等に対して、所有者等がその責任において的確に対応することを前提としたうえで、区と所有者等と関係団体・機関が連携・協力して取り組み、安全・安心して暮らせる生活環境を確保するために、総合的な空家等対策を推進することを目的として策定された計画。
<b>大田区基本構想</b>	平成 20 年 10 月に策定された、20 年後の大田区のめざすべき将来像を提示し、今後の大田区のまちづくりの方向性を明らかにした最も基本となる考え方を示すもの。
<b>大田区まちづくり条例</b>	地域力を生かした魅力あるまちづくりの推進に向けて、まちづくりへの参画の手法などを示し、区民が主体となって地域のまちづくりに取り組める環境を整えるために制定された条例。
<b>大田区優工場認定制度</b>	働きがいのある労働環境、周辺環境との調和など、経営や技術に優れた工場を「優工場」に認定し、従事する人のやりがいを引き出すとともに大田区工場の優秀性を内外にアピールする制度
<b>オープンスペース</b>	一般に開放されている公共性の高い空間
<b>大森駅周辺地区グランドデザイン</b>	大森駅周辺地区において、総合的・長期的視点でまちの将来像を掲げ、これを実現させるまちづくりの方針に基づいた取組を示したもの。
<b>か行</b>	
<b>風の道</b>	郊外から都市部へ風を誘導する風の通り道をつくることで、都市部の気温の上昇を抑えようという、都市計画の考え方や手法のこと。都市中心部の気温が郊外に比べて高くなるヒートアイランド現象の緩和に特に効果がある。
<b>蒲田駅周辺地区グランドデザイン</b>	蒲田駅周辺地区において、総合的・長期的視点でまちの将来像を掲げ、これを実現させるまちづくりの方針に基づいた取組を示したもの
<b>既成市街地</b>	一般的には、都市において、既に建築物や道路ができあがり、市街地が形成されている地域のこと。都市計画法では、人口密度が 1 ha 当たり 40 人以上の地区が連担して 3,000 人以上となっている市街地のこと。



<b>狭あい道路</b>	幅員 4 メートル未満の道路。
<b>緊急輸送道路</b>	東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点(指定拠点)とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路のこと。
<b>空港臨海部グラ ンドビジョン</b>	羽田空港とその周辺の地域において、総合的・長期的視点でまちの将来像をしめしたもの。
<b>クールスポット</b>	夏の暑さ対策のためにつくり出す、涼しく過ごせる空間、又は場所(スポット)のこと。
<b>グリーンインフ ラ</b>	米国で発案された社会資本整備手法で、自然環境が有する多様な機能(生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など)をインフラ整備に活用する考え方、又はそのインフラのこと。
<b>景観計画</b>	景観法に基づき景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。
<b>景観法</b>	良好な景観形成を図るため、基本理念及び国等の責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制等所要の措置を講ずる総合的な法律のこと。
<b>公共空間</b>	公園、広場、街路など公の空間
<b>工場アパート</b>	ものづくり企業の集積施設として大田区が工業振興のために整備したもの。
<b>耕地整理</b>	耕地整理法(昭和 24 年度廃止)に基づき、農地の有効利用と収穫の増大を目的として、区画を整形化し、水路や道路の整備を図ることにより利用形態を近代化した事業のこと。
<b>国分寺崖線</b>	太古の昔(約 6～3 万年前)に、多摩川が武蔵台地を浸食することにより誕生した、延長 30km にも及ぶ連続する「崖地」のこと。田園調布付近から立川市まで東京都の東西に延びる崖地であり、斜面地には多くの自然や歴史的・文化的資源が多く残っている。
<b>コレクティブハ ウジング</b>	それぞれが独立した専用の住居とみんなで使ういくつかの共用スペースを持ち、生活の一部を共同化する住まい。
<b>骨格防災軸</b>	東京都防災都市づくり推進計画により、主要な幹線道路(広域幹線道路及び広幅員の骨格幹線道路)と川幅の大きな河川で構成される骨格的な防災軸の形成を図るべき路線のこと。
<b>コンパクト・プラ ス・ネットワーク</b>	コンパクトシティ化により、居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導し、居住と生活サービス施設との距離を短縮することにより、市民の生活利便性を向上させること。

## さ行

<b>再生可能エネルギー</b>	太陽光、風力そのほか非化石エネルギーのうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるもの。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱そのほかの自然界に存する熱、バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの化石燃料を除く）を指す。
<b>市街地再開発事業</b>	昭和44年に規定された都市再開発法に基づき、低層の木造建築物などが密集し、土地の利用状況が有効的に活用されていない地区について、地区内の建築物を除去し、中高層のビルを建築し、あわせて道路やオープンスペース等の整備を行う事業。
<b>次世代エネルギー</b>	再生可能エネルギーや未利用エネルギー、水素エネルギーなどを含む、化石燃料に代わる新しいエネルギーのこと。
<b>事前復興</b>	復興時の課題解決に要する負担軽減や復興まちづくりに関する合意形成の円滑化を図ること。具体的には、復興計画の検討に必要な条件整理や復興の将来像・目標像の検討、訓練の実施による復興業務を迅速に進められる人材育成や体制づくり等の取組が挙げられる。
<b>自転車シェアリング</b>	一定の地域内に複数配置されたサイクルポートにおいて自由に貸出・返却できる貸し自転車で、借りたサイクルポートとは異なるサイクルポートに返却することができる。
<b>住宅確保要配慮者</b>	低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭、その他住宅の確保に特に配慮を要する者。
<b>重点整備地域</b>	整備地域（後述）のうち、防災都市づくりに資する事業を重層的かつ集中的に実施する地域として東京都が指定した地域。
<b>主要延焼遮断帯</b>	骨格防災軸に囲まれた区域内で、特に整備の重要度が高いと考えられるもの。
<b>省エネ住宅</b>	断熱、日射遮蔽などにより、住宅そのものを省エネにすること。
<b>自立分散型エネルギーシステム</b>	建物内で利用するエネルギーを、その建物内もしくはその周辺に設置されたエネルギープラントより供給するシステムのこと。
<b>スマートシティ</b>	都市の抱える諸課題に対して、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント（計画、整備、管理・運営等）が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市または地区のこと。
<b>生産緑地地区</b>	市街化区域内の土地のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、生産緑地法に基づき都市計画として定めた生産緑地地区内の土地又は森林。その土地は農地として管理しなければならない。
<b>整備地域</b>	地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定されるとして東京都が指定した地域。

<b>セーフティネット</b>	安全網のこと。経済的に困窮する人に対して最低限の生活を保障する制度のこと。
<b>た行</b>	
<b>多摩川水系流域治水プロジェクト</b>	多摩川流域において、流域治水を計画的に推進するためのプロジェクト。
<b>地域冷暖房</b>	一定地域の建物群に、1 箇所又は数箇所の熱発生所（プラント）から、冷水、蒸気、温水等の熱媒を配管を通じて複数の建築物に供給し、冷房、暖房、給湯等を行うシステムのこと。
<b>地区計画</b>	地区レベルでのまちづくりの要請に応え、住民の生活に結びついた地区を単位として、道路・公園などの配置や建築物に関する制限などについて、地区の特性に応じてきめ細かく定める都市計画法の手続によるまちづくりの計画。
<b>地区まちづくり協議会</b>	「地域力を生かした大田区まちづくり条例」により、区長の認定を受けたまちづくりのための組織で、地区のまちの将来像及びまちづくり活動の方針に基づいた活動を行う。
<b>長期優良住宅</b>	長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備に講じられた優良な住宅のこと。
<b>低層、中層、高層</b>	建築物の概ねの高さを示し、低層は1～3階、中層は4～7階、高層は8階以上の建物のこと。
<b>テレワーク</b>	ICT（情報通信技術）を利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
<b>東京都防災都市づくり推進計画</b>	災害に強い都市の早期実現をめざし、市街地火災の延焼を防止する延焼遮断帯の整備、木造住宅密集地域等の防災上危険な市街地の整備等について、整備目標、整備方針を定めるとともに、具体的な整備プログラムが定められている東京都の計画
<b>特定緊急輸送道路</b>	東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（平成 23 年東京都条例第 36 号）第 7 条に基づき、緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路として指定した道路。
<b>特定整備路線</b>	平成 24 年度に都が選定した、震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に、災害時の延焼遮断や避難路、緊急車両の通行路となるなど、地域の防災性向上に大きな効果が見込まれる都市計画道路。

<b>特別緑地保全地区</b>	都市緑地法に基づき、豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定するもの。
<b>都市基盤</b>	道路や公園、下水道など、都市の産業活動や区民の生活を支えるための骨格となる公共施設のこと。
<b>都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）</b>	都市計画法に基づき、都道府県が広域的見地からの都市計画の基本的な方針を定めるもの。大田区都市計画マスタープランは、この都市計画区域マスタープランに即して定める。
<b>都市計画道路</b>	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、都市計画に定められた道路。
<b>都市づくりのグランドデザイン</b>	2040年代のめざすべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したもの。平成29年9月に東京都が策定した。
<b>都市防災不燃化促進事業</b>	大震災時の延焼防止と避難者の安全を確保するため、不燃化促進区域内における耐火建築物の建築に対して助成金を交付することにより、不燃化の促進を図るもの。
<b>土地区画整理事業</b>	土地区画整理法に基づき、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の促進を図る事業。
<b>土地区画整理事業を施行すべき区域</b>	戦後日本経済の復興に伴う東京への急激な人口増加や産業の集中により宅地需要が増大するなか、無秩序な市街化を防止し、「緑地地域」の理念を継承した緑豊かな住宅地として統一性を保った公共施設の豊富な地帯として総合的な開発を図るため、昭和40年から昭和44年に「緑地地域」の全域指定解除を受け、都市計画決定された区域。
<b>は行</b>	
<b>バリアフリー</b>	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。
<b>ヒートアイランド現象</b>	都市の中心部の気温が上昇し、気温の等しい点を結んだ線である等温線を見ると都市部が郊外と比較し島状に高くなる現象のこと。
<b>避難所</b>	大きな地震で家屋が倒壊、焼失して住む家を失った人が一時的に避難生活を送る場所。
<b>避難場所</b>	大地震に伴って発生し得る大規模な市街地火災のふく射熱に対して安全な面積が確保され、避難者の安全性を著しく損なうおそれのある施設がない、公園、グラウンド、緑地、耐火建築群で囲まれた空地等で、住民等が避難できる安全な場所。

<b>風致地区</b>	都市における風致を維持するために、樹林地、水辺などの良好な自然的景観を保全する地区として指定されている。風致地区内においては、建築物の建築、宅地の造成などが条例によって規制される。
<b>不燃化特区（制度）</b>	整備地域の中でも地域危険度が高いなど、特に重点的、集中的に改善を図るべき地区について、区から提案を受け、都が期間や地域を限定して、老朽木造建築物の建替え・除却への助成や固定資産税等の減免措置など特別の支援を行うもの。
<b>不燃領域率</b>	市街地の「燃えにくさ」を表す指標。建築物の不燃化や道路、公園などの空地の状況から算出し、不燃領域率が70%を超えると市街地の焼失率はほぼゼロとなる。
<b>防火地域・準防火地域</b>	建築物の密集している市街地において、建築物の構造を防火上の観点から制限することによって不燃化を図り、火災の危険を防除するために指定される。準防火地域より防火地域の方が制限が厳しく、都市の中心的な商業地や主要幹線道路沿いには防火地域を、その周辺部には準防火地域を指定している。
<b>防災街区整備地区計画</b>	地区の防災性の向上を目的とする地区計画制度。
<b>ま行</b>	
<b>マイクロツーリズム</b>	近場で過ごす旅のスタイル。自宅から数時間程の距離で、安心、安全に過ごしながら地域の魅力を知るきっかけになり、地域経済にも貢献する。
<b>馬込文士村</b>	大正末期から昭和初期に多くの文士、芸術家が関東大震災後に移り住み、互いの家を行き来し交流を深めていた地域。山王、馬込、中央一帯（JR大森駅から西側の地域）。
<b>未利用エネルギー</b>	都市内部における生活・業務・生産活動の結果として生じ、そのままか、あるいは殆ど有効に回収されることなく環境中に放出されている各種温度の熱エネルギー、ならびに自然に豊富に存在するものでその活用が都市環境に生態学的に影響を与えないと思われる自然エネルギーのこと。
<b>木造住宅密集地域</b>	震災時に延焼被害のおそれのある老朽木造住宅が密集している地域として、以下の各指標のいずれにも該当する地域（町丁目）を木造住宅密集地域とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和55年以前の老朽木造建築物棟数 30%以上</li> <li>・住宅戸数密度 55 世帯/ha 以上</li> <li>・住宅戸数密度(3階以上共同住宅を除く) 45 世帯/ha 以上</li> <li>・補正不燃領域率 60%未満</li> </ul>
<b>や行</b>	
<b>ユニバーサルデザイン</b>	あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、国籍等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

<b>用途地域</b>	都市計画では都市を住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分し、これを「用途地域」として定めている。
<b>ら行</b>	
<b>ランプ</b>	高さの異なる道路を相互に連絡する連結路のこと。
<b>緑被率</b>	みどりの総量を把握する方法のひとつで、航空写真等によって上空から見たときのみどりに覆われている面積の割合のこと。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のみどり、住宅、工場などの民有地のみどり等が含まれる。
<b>リノベーション</b>	建築・不動産（公共空間も含む。）の改修等によって新しい付加価値を組み込むこと。
<b>レジリエンス</b>	自然災害などの変化に対する社会の回復力や弾力性、強靱化など、外的な刺激に対する柔軟性を表す概念。
<b>連続立体交差事業</b>	市街地において、踏切が連続している鉄道の一定区間を高架化又は地下化するにより、多数の踏切の除去と道路と鉄道との立体交差化を一挙に実現し、踏切事故の解消、道路交通の円滑化、市街地の一体的発展を図る事業。
<b>六郷用水</b>	六郷領(現在の大田区の大摩川沿川地域)の灌漑を目的として、江戸時代初期に開削された農業用水路。天正 18 年（1590 年）徳川家康の新田開発政策の一環として開削が行なわれた。300 年余り、大田区の農民の生活に無くてはならない用水路として利用されてきたが、近年の下水道の普及により、その殆どが埋め立てられ、現在では過去の姿を見ることが出来なくなっている。
<b>A</b>	
<b>A I</b>	Artificial Intelligence の略。人間の脳が行っている知的な作業をコンピュータで模倣したソフトウェアやシステム。人間の使う自然言語を理解したり、論理的な推論を行ったり、経験から学習したりするコンピュータプログラム等のこと。
<b>B</b>	
<b>B C P</b>	Business Continuity Plan の略。企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。
<b>D</b>	
<b>D X (デジタル・トランスフォーメーション)</b>	ICT の活用により、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。デジタル・トランスフォーメーションが進展することによって、特定分野、組織内に閉じて部分的に最適化されていたシステムや制度等が社会全体にとって最適なものへと変貌すると予想される。

**I**

**I o T** Internet of Things の略。コンピュータ等の情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

**L**

**L C C M住宅** Life Cycle Carbon Minus（ライフ・サイクル・カーボン・マイナス）の略語。建設時、運用時、廃棄時において出来るだけ省 CO2 に取り組み、さらに太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、住宅建設時の CO2 排出量も含めライフサイクルを通じての CO2 の収支をマイナスにする住宅のこと。

**M**

**M a a S** Mobility as a Service（サービスとしての移動）の略語。マースと呼ぶ。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

**M I C E** 企業等の会議（Meeting）、企業等の報奨・研修旅行（Incentive Travel）、国際機関等が行う国際会議（Convention）、イベントや展示会など（Event/Exhibition）の総称のこと。

**S**

**S D G s** 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標（Sustainable Development Goals）のこと。17のゴールと169のターゲット、232の指標で構成されている。

**S o c i e t y 5.0** サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。Society 1.0 狩猟、Society 2.0 農耕、Society 3.0 工業、Society 4.0 情報に次ぐ新たな社会レベルのこと。

**U**

**U Dパートナー** 区の施設や道路等の調査・点検や意見交換を行う区民の登録制度。区民のユニバーサルデザインのまちづくりに対する理解・関心を深めてもらう活動等も行う。

**Z**

---

**Z E B** Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング) の略語。建築物における一次エネルギー消費量を、省エネルギー性能向上や再生可能エネルギーの活用などにより削減し、年間消費量が正味でゼロ又はおおむねゼロとなる建築物のこと。

---

**Z E H** Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略語。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅のこと。

---